

仕 様 書

1 業務の名称

環境管理事業所認定現地確認等業務

2 目的

鹿児島市環境保全条例第 35 条に規定される環境管理事業所の認定申請を行った事業所に対し、鹿児島市環境管理指針に基づき適正に環境管理を実施しているか現地確認等を行うとともに、その結果について報告書の作成を行うものである。

3 契約の期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務計画書の提出

受託者は、業務の円滑な進捗を図るために実施体制や進行計画を定めた業務計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

5 業務内容

(1) 認定に係る現地確認

環境管理事業所の認定申請を行った事業所に対し、新規分は 3 月末までに、更新分は 12 月 2 日までに現地確認を行う。

確認にあたっては、申請事業所の代表者が同席できるよう事前に日程を調整し、その際に確認のポイントについてアドバイスする。

鹿児島市環境管理指針に基づき適正に環境管理を実施しているかの評価を公正に行えるよう、確認は適合性の評価基準とチェックリストを作成して行う。確認結果については、現場写真（4 枚以上）を添付した「現地確認報告書」にまとめ、取り組みが優秀であった事業所については、報告書にその旨記載する。

なお、依頼する現地確認の事業所数は、45 事業所（新規 25、更新 20）程度が見込まれるが、申請状況により変動があるものとし、増減に関して補償はないものとする。

(2) 優良事業所候補の選出

環境管理事業所のうち、環境管理の実施に熱意をもって取り組み、その取組内容や成果が他の事業所の模範となる事業所の候補について、対象事業所の中から環境管理事業所認定申請書と過去 3 年分の環境管理報告書等を踏まえて選出する。

対象は、更新の申請があった事業所とし、6 社程度を選出する。

なお、優良事業所候補の事業所数は 148 事業所程度が見込まれるが、申請状況により変動があるものとし、増減に関して補償はないものとする。

(3) 優良事業所候補の現地調査

(2) の 6 社程度について、現地調査を行う。

現地調査は事前に日程調整を行い、選定基準とチェックリストを作成して、12月2日までに
行う。

なお、現地調査は6社程度が見込まれるが、取り組み状況等により変動があるものとし、増
減に関して補償はないものとする。

6 実施体制

5 (1)については、「一般財団法人 日本要員認証協会のマネジメントシステム審査員評価登録
センター」に登録している環境マネジメントシステム審査員の資格を有する者を含む2名の体制
で行う。

5 (2)については、同審査員の資格を有する者が行う。

5 (3)については、同審査員の資格を有する者1名と市職員の体制で行う。

7 進行管理

認定に係る現地確認の日程調整の結果は、毎月20日までに翌月分の確認日程を市に電子データ
で提出する。現地確認の結果については、報告書としてとりまとめ、確認の翌々日（翌々日が休
日の場合はその翌日）までに電子データで市に提出し、確認を受けるものとする。確認を受けた
後の報告書、確認時に受領した関係書類については、1週間分をまとめて翌週水曜日までに市に
提出する。

優良事業所候補の選定については、現地調査後、速やかに報告書を市に電子データで提出し、
確認を受けるものとする。

ただし、やむを得ない事情により期日までに提出できない場合には、事前に市の指示を受ける
ものとする。

8 報告書の提出

認定に係る現地確認の結果については、実施済み分の確認結果をまとめた中間報告書を奇数月
の各末日までに電子データで提出する。

優良事業所候補の選出理由及びその現地調査の結果については、12月9日までに電子データで
提出する。

なお、本業務における中間報告書を9月末までに、業務完了報告書を3月末までに各1部作成
し、提出する。

9 打ち合わせ・協議

適正な業務の遂行を図るため、本仕様書に掲げる各項目の実施に当たっては、本市と打ち合わ
せをした上で実施し、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定する。